四日市市告示第551号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定により、特定生産緑地を解除したので、同条第2項に準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。 令和6年7月26日

四日市市長 森 智広

特定生産	特定生産緑地	特定生産	特定生産緑地
緑地番号	所在・地番	緑地面積	指定解除日
1	四日市市日永一丁目89番	9 9 1 m²	令和6年7月23日
2	四日市市日永一丁目90番	9 9 1 m²	令和6年7月23日
3	四日市市日永西一丁目4753番1	9 2 7 m²	令和6年7月23日

(都市整備部建築指導課)